

**経済財政諮問会議等における公共事業等  
をめぐる見直しの動向**

# 経済財政諮問会議等における公共事業に係る主要な論点

## 「構造改革と経済財政の中期展望」(抄) (平成14年1月25日閣議決定)

### 3. 構造改革を中心とする経済財政政策の在り方

#### (4) 社会資本整備の在り方

戦後50年以上にわたる社会資本の整備により、国民生活の安全性や利便性は飛躍的に向上し、経済発展を支える産業的基盤もつくられた。現在も国民生活や経済活動にとって必要不可欠な公共投資は多数あるが、分野別配分の硬直性や、受益者による費用の負担が極めて少ない制度の下で、ややもすると必要性の低い公共投資までが行われがちであるなど改善すべき点が多い。真に必要性の高い公共事業を選択し、最も効率的に整備する仕組みを確立しなければならない。

また、現下の厳しい財政状況や国民経済に占める公共投資の規模が欧米諸国などに比べ非常に高いこと等を考えれば、投資規模についても見直しが必要である。なお、道路等の「特定財源」についてはその在り方を見直す。

#### (公共投資の配分の重点化)

これまでの整備の進展度、整備の緊急性、経済社会の中長期的な変化、国民のニーズの変化等を踏まえ、真に必要な分野に投資を集中する。また、政策目標に照らし、公共事業以外のより適切な政策対応がないか事前に十分審査することが必要である。例えば、平成14年度予算において農林水産関係分野が取り組んでいるような、公共事業から公共事業以外の政策手段への転換(ハードからソフトへの転換)の努力を今後も改革の方向に沿って継続する。

地域間の予算配分については、それが合理的なものとなるよう、整備状況を踏まえて弾力的な配分を行う。

#### (公共投資の規模、効率化、PFIの活用)

公共事業の効率性・透明性の向上に向け、第三者によるチェック、事後評価結果の同種事業への活用、評価手法の改善など、コスト削減、法改正により適用範囲の拡大等が行われたPFIの一層の活用、既存ストックの有効活用、一般競争入札の拡大等競争性の向上、過度の入札制限の見直しなど具体的な取組みを進める。

目的が類似する社会資本については、計画の段階で厳格な調整を行い、重複的な投資を防ぐ仕組みをつくる。また、建設、維持、管理、運営それぞれについて、可能なものは民間に任せることを基本にする。公共投資の規模については、上記の「歳出面での改革」で示したように取り扱うほか、特殊法人等が行う公共事業

については、特殊法人等改革の趣旨を踏まえ、厳しく見直す。

(公共事業関係の計画の見直し)

公共事業関係長期計画は、今後の方向性を明らかにし、事業の着実な推進を支えている面もあるが、他方、資源配分を硬直的なものとし、経済動向や財政事情を迅速に事業へ反映することを困難にしている面がある。こうしたことから、まず各計画の必要性そのものについて見直しを行う。その上で、今後とも策定することが必要と判断される場合には、計画策定の重点を、その分野の特性を踏まえつつ、従来の「事業量」から計画によって達成することを目指す成果とすべきである。また、計画に基づく事業であっても、厳正な事前評価により事業の必要性が検証されたものを実施するなど、効率化のための取組みを強化すべきである。全国総合開発計画等についても、望ましい国土の実現の観点から、関係各分野の施策遂行が総合的な効果を発揮することが必要である等の視点に基づき、抜本的にその在り方について見直しを行う。本「改革と展望」の策定をもって、公共投資基本計画についてはこれを廃止する。

## 「平成14年度予算編成の基本方針」(抄) (平成13年12月4日閣議決定)

歳出の見直しと構造改革の推進

### 8 社会資本整備

(公共事業の効率性・透明性の向上等)

漁港漁場整備長期計画については、事業実施について計画策定の重点を従来の「事業量」からアウトカム目標に変更するとともに、厳正な事前評価により目標達成の確実性が検証された地域に限定する等、効率的な事業実施の手法を導入した「構造改革計画」として策定する。

「今後の経済財政運営及び経済社会の  
構造改革に関する基本方針」(抄)  
(平成13年6月26日閣議決定)

新世紀維新が目指すもの - 日本経済財政のシナリオ  
2. 構造改革のための7つの改革プログラム  
(政府機能を強化し、役割分担を抜本的に見直すために)  
(7) 財政改革プログラム

また、経済社会の状況変化やこれまでの整備状況などを踏まえ、公共事業関係の長期計画については、各計画の必要性も含め見直しを行う。

第2章 新世紀型の社会資本整備 - 効果と効率の追求  
2. 硬直性の打破

(2) 公共投資基本計画や分野ごとに作成される長期計画など公共事業関係の「計画」は、事業の着実な推進を支えている面もあるが、他方、資源配分を硬直的なものとし、経済動向や財政事情を迅速に事業へ反映することを困難にしている面がある。こうした点を踏まえ、「計画」について以下の諸点や必要性そのものも含め見直しを行う。

(i) 各計画の目標については、アウトカム目標を重視するとともに、これまでの整備状況や経済社会の変化、費用対効果の観点等を踏まえて見直す。

(ii) 整備が相当程度進んだことなどに鑑み、例えば、実質的な着手に至っていない大規模公共事業については、改めて費用対効果や実施可能性を厳しく検証した上で、実施の可否などを判断する。また、代替手段のあるものについては、費用対効果の観点から最も適切なものを選択する。

(iii) 巨額の赤字を生んでいるプロジェクトの存在に鑑み、特殊法人等が借入金等で実施する公共事業については、経済社会の変化等を踏まえ、採算性を厳しく検証するとともに、情報開示を進め、将来の国民負担につながらないようにする。

(iv) 地方が主体的に決定すべき地方単独事業は、国の各種公共事業関係計画の目標とは位置付けない。

(v) 異なる分野の計画間の整合性を確保する。

第6章 平成14年度経済財政運営の基本的考え方  
2. 平成14年度予算  
(4) 社会資本整備

また、公共事業関係の計画の見直しを行う。

「国土交通省における公共事業改革への取組」(抄)  
(平成13年6月21日公表)

4 当面の展開等

2) 基本的制度のあり方等の検討

所管の公共事業関係の長期計画について、大半が平成14年度を最終年度としており、平成15年度以降の長期計画のあり方について、広く国民、地方公共団体の首長等の意見を聴くPI(パブリックインボルブメント)を展開するとともに、社会資本整備の現状等を踏まえ、目指すべき整備水準、相互の整合性の確保、国土計画等他の計画体系との関係等にも留意しつつ、国土交通政策の視点に立ち、今年度内を目途として、総合的に見直しを進める。